

名古屋市告示第 232号

自転車等保管場所において徴収する費用の徴収事務

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定に基づき、
次のとおり徴収事務を委託しました。

平成30年 4月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

1 委託した徴収事務

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和63年名古屋市条例第40号）第14条第 1項の規定により、自転車等保管場所において徴収する費用の徴収事務

2 委託した相手方

名古屋市西区新福寺町 1丁目57番地
蔦井株式会社
代表取締役社長 熊田 光男

3 委託期間

平成30年 4月 1日から平成35年 3月31日まで

4 対象自転車等保管場所

吹上自転車等保管場所、明倫自転車等保管場所、五反田自転車等保管場所、八筋自転車等保管場所、宿跡自転車等保管場所、六反自転車等保管場所、栄自転車等保管場所、桜山自転車等保管場所、中根自転車等保管場所、千年自転車等保管場所、神宮自転車等保管場所、富船自転車等保管場所、港明自転車等保管場所、豊田自転車等保管場所、新守山自転車等保管場所、神沢自転車等保管場所、大将ヶ根自転車等保管場所、よもぎ台自転車等保管場所、上社自転車等保管場所及び平針自転車等保管場所

名古屋市緑政土木局路政部自転車利用課

名古屋市告示第 233号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正
について

昭和52年名古屋市告示第38号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正します。

その関係図面を緑政土木局緑地部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

平成30年 4月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

表中

「

庄内緑地	西区山田町大字上小田井字水方、字赤池、字東古川、字敷地、字大割、字文衛前、字西古川、字中島、字由池、字宮前、字川瀬先、大字中小田井字東野方、字野方、字東末新田、字中野方、字五枚畑、字西蒲、字末新田、字三番割、字重畑、字内畑、字三右エ門裏、字大縄場、字高畑、	図面西90の 8 の区域	昭和61年 4月 1日
------	--	-----------------	-------------

	字堤北下レ、字西堤、 字伊瀬林、字寺野、 字池畑、字下見取、 字北河原、字芳池、 字東出、字高土井、 字藤島、字拾町、字 元屋敷、字西河原、 字蒲割、字大根畑、 字西川原		
--	---	--	--

」

を

「

庄内緑地	西区山田町大字上小 田井字水方、字赤池、 字東古川、字敷地、 字大割、字文衛前、 字西古川、字中島、 字由池、字宮前、字 川瀬先、大字中小田 井字東野方、字野方、 字東未新田、字中野 方、字五反畑、字西 蒲、字未新田、字三 番割、字重畑、字内 畑、字三右エ門裏、 字大縄場、字高畑、 字堤北下レ、字川下 レ、字西堤、字伊勢 林、字寺野、字池畑、	図面西90の 9 の区域	昭和61年 4月 1日
------	--	-----------------	-------------

	字下見取、字北河原、 字芳池、字東出、字 高土井、字藤島、字 拾町、字元屋敷、字 西河原、字蒲割、字 蒲、字大根畑、字西 川原		
--	---	--	--

」

に、

「

松川橋緑地	守山区幸心三丁目、 川宮町	図面守山53の 4の区域	昭和59年 5月 1日
-------	------------------	-----------------	-------------

」

を

「

松川橋緑地	守山区幸心三丁目、 川宮町	図面守山53の 5の区域	昭和59年 5月 1日
-------	------------------	-----------------	-------------

」

に改めます。

附 則

この告示は、平成30年 4月 2日から施行します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 234号

土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

平成30年 4月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

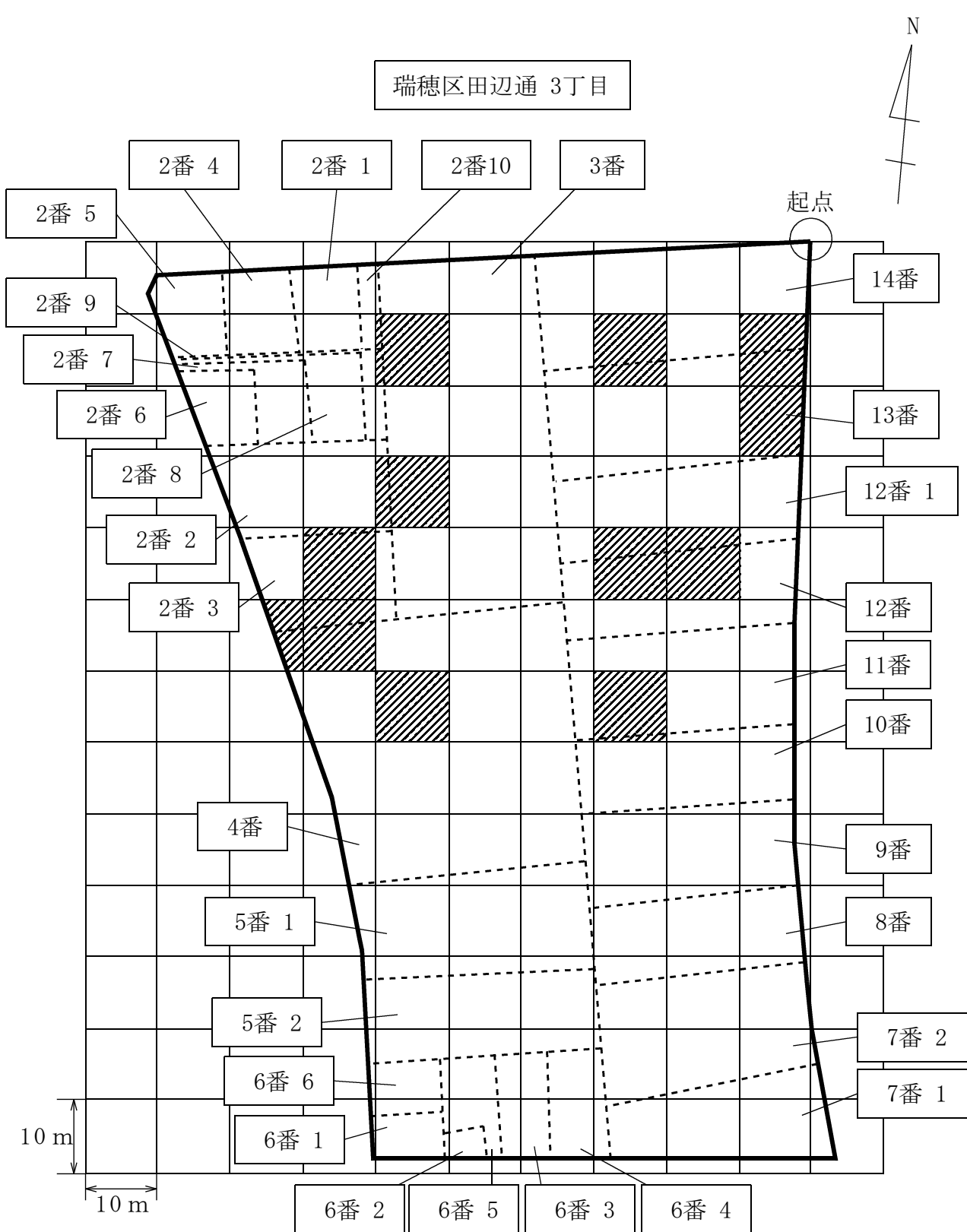
1 指定する区域

名古屋市瑞穂区田辺通 3丁目 2番 2の一部、 2番 3の一部、 2番 9の一部、 2番10の一部、 3番の一部、 4番の一部、10番の一部、11番の一部、12番の一部、12番 1の一部、13番の一部及び14番の一部（詳細は、別紙のとおり）

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



凡例

□ : 調査対象地

---- : 筆の境界

▨ : 形質変更時要届出区域（ふっ素及びその化合物（土壌溶出量基準不適合））

名古屋市告示第235号

環境影響評価審査書について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第22条第1項の規定に基づき、平成30年3月26日付で、金城ふ頭地先公有水面埋立てに係る環境影響評価審査書（以下「審査書」という。）を作成しましたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示するとともに、この審査書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成30年4月3日

名古屋市長 河村 たかし

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名古屋港管理組合

名古屋港管理組合管理者 名古屋市長 河村たかし

名古屋市港区港町1番11号

2 対象事業の名称及び種類

金城ふ頭地先公有水面埋立て

公有水面の埋立て

3 対象事業の実施予定地

名古屋市港区金城ふ頭三丁目地先公有水面

4 審査書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

ア 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課（以下「地域環境対策課」という。）

（名古屋市役所東庁舎5階）

イ 名古屋市港区港明一丁目12番20号

港区役所

ウ 名古屋市中区栄一丁目23番13号

名古屋市環境学習センター事務室（以下「環境学習センター」という。）

（伏見ライフプラザ13階）

エ 名古屋市港区金城ふ頭二丁目2番地

名古屋市国際展示場（以下「国際展示場」という。）

(2) 縦覧期間

平成30年4月3日（火）から同月17日（火）まで。ただし、地域環境対策課及び港区役所にあつては日曜日及び土曜日を、環境学習センターにあつては月曜日を除きます。

(3) 縦覧時間

ア 地域環境対策課及び港区役所

午前8時45分から午後5時15分まで

イ 環境学習センター

午前9時30分から午後5時00分まで

ウ 国際展示場

午前9時00分から午後5時00分まで

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 236号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成30年 4月 5日

名古屋市長 河 村 た か し

1 許可年月日及び許可番号

平成21年12月22日 21指令住開指第 7号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

（第 3工区）

名古屋市天白区天白町大字平針字黒石2878番 364、2878番 365、2878番 372、2878番 386、2878番 387及び2878番 512の各一部

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

名古屋市名東区藤見が丘 114番地

株式会社シールズ

代表取締役 加藤常文

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 237号

名古屋市駐車場条例取扱基準の一部改正について

名古屋市駐車場条例取扱基準（平成17年名古屋市告示第34号）の一部を次のように改正するので告示します。

平成30年 4月 6日

名古屋市長 河 村 た か し

第 3項を削り、第 4項を第 3項とし、第 5項を第 4項とし、第 6項を第 5項とし、第 7項第10号中「別図 2」を「別図 1」に改め、同項を第 6項とし、第 8項を第 7項とし、第 9項を第 8項とし、第10項第 6号中「別図 3」を「別図 2」に改め、同項を第 9項とし、第11項を第10項とし、第12項中「別図 4」を「別図 3」に改め、同項を第11項とし、第13項を第12項とし、第14項を第13項とする。

別図 1を削り、別図 2を別図 1とし、別図 3を別図 2とし、別図 4を別図 3とする。

附 則

この取扱基準は、平成30年 7月 1日から施行する。

名古屋市住宅都市局都市計画部交通施設管理課

名古屋市告示第 238号

名古屋市東谷山フルーツパーク駐車場の利用料金納付期間の変更
について

平成30年名古屋市告示第 201号の一部を次のように変更します。

平成30年 4月 6日

名古屋市長 河 村 た か し

利用料金を納付しなければならない期間中「平成30年 4月 7日（土）から同月16日（月）まで」を「平成30年 4月 7日（土）から同月13日（金）まで」に変更します。

名古屋市緑政土木局農業センター

正

誤

平成30年 4月 4日付名古屋市公報第1252号中の訂正について

ページ	件 名	誤	正
1	目 次	名古屋市犯罪被害者等支 援条例 (市経・地域振興課)	名古屋市犯罪被害者等支 援条例 (市経・地域安全推進課)

なお、名古屋市公報第1252号の該当ページは、本日訂正しました。